

部活動の在り方に関するガイドライン



令和3年11月
山武市教育委員会

目 次

1	ガイドライン作成の趣旨	P1
2	部活動の適正な運営について	P2
	(1) 部活動の意義	
	(2) 学校教育の一環としての部活動の位置付け	
	(3) 部活動の方針等の作成	
3	適切な活動（練習）について	P3
	(1) 練習日・練習時間について	
	(2) 練習試合・大会参加について	
	(3) スポーツ環境の整備	
4	部活動での指導の充実のために	P4
	(1) 実際の活動における効果的な指導に向けて	
	(2) 体罰の防止について	
	(3) いじめ等の防止	
	(4) 安全管理と事故防止について	
	(5) 外部指導者の活用について	
	(6) 経費および会計等について	
5	おわりに	P8

参考資料

参考・引用文献

1 ガイドライン作成の趣旨

学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや文化・芸能活動に興味・関心をもつ生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に行われ、スポーツ等の振興を大きく支えてきた。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。本市においても、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では、維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、千葉県の運動部活動の時間は、全国の平均と比べて長い時間となっており、児童生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点から、部活動の在り方に関して見直す必要がある。

平成30年3月に、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。このガイドラインにおいて、県が国のガイドラインに則り、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定するよう示された。市区町村教育委員会は、県の方針を参考に「運動部活動の方針」を策定するよう示されたことから、本市においては、運動部活動に限らず、各学校で行われてきた、指導方針や練習方法などを見直し、指導者の意識改革や活動の在り方の方針を定めるため、ガイドラインを策定することとした。

山武市教育委員会の施策から

【施策1】 学校教育の充実

基本事業2 「健やかな体」の育成

〈取組の方向性〉

方向性① 「体力づくりの推進」

方向性④ 「部活動支援」

方向性⑤ 「学校と家庭の連携による健康な体の育成」

【施策3】 スポーツの振興

基本事業1 スポーツ活動の充実

〈取組方向性〉

方向性① 「健康体力づくり活動の充実」

基本事業2 体育関係団体・指導者の育成

〈取組方向性〉

方向性① 「スポーツ関係団体の育成及び支援」

『第2期 山武市 教育振興基本計画 2021～2026』から抜粋

2 部活動の適正な運営について

(1) 部活動の意義

学校教育における部活動は、スポーツや文化・芸術活動に興味・関心をもつ生徒が、顧問等の指導のもとに、より高い水準の技能や記録に挑戦することができるものである。

また、心身の成長の過程にある中学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである。

(2) 学校教育の一環としての部活動の位置付け

令和3年4月より完全実施となった中学校の新学習指導要領では、部活動について、下記の内容で規定されている。

◆中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図れるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

小学校では、学習指導要領の中に、部活動についての明確な規定はなく、学習指導要領解説の体育編の中では、以下の内容が規定されている。

◆小学校 新学習指導要領 体育編（平成29年3月）【抜粋】

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 体育・健康に関する指導

＜クラブ活動、運動部の活動＞

また、運動部の活動は、主として放課後を活用し、特に希望する児童によって行われるものであるが、児童の能力や適性などを考慮し、教師などの適切な指導の下に、自発的、自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

(3) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「山武市部活動の在り方に関するガイドライン」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

3 適切な活動（練習）について

(1) 練習日・練習時間について

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設け、平日は少なくとも1日（なるべく曜日を定めることが望ましい。）土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることを基準とする。土日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、長期休業の意義をふまえ、ある程度連続した休養日（3日以上）を設け、児童生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会とする。

ウ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は、3時間程度を基準とする。なお、児童生徒が安全に帰宅できるよう、日没時間を考慮して練習時間を決定すること。

エ 定期テスト前3日間は、休養日にすることを基準とする。

オ 学校の閉庁日（夏季・冬季休業中）は、活動を行わない。

(2) 練習試合・大会参加について

ア 大会参加については、年度当初に計画を立てて校長の承認を得る。

イ 練習試合、大会、コンクール等の参加は、児童生徒の状況を把握し、無理のない範囲、地域の計画に基づき参加する。

ウ 校長は、教育上の意義や、生徒・部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

エ 練習試合、大会参加については、引率者、実施日、参加者、場所、時間、引率方法等を明記した「児童生徒引率（派遣）届」等を提出し、事前に校長の許可を得てから参加する。

(3) スポーツ環境の整備

ア 児童生徒のニーズを踏まえた環境

単に、競技力・技術力の向上のみを目的とした部活動運営でなく、生徒や保護者のニーズをできるだけ考慮し、部活動を設置するよう努力する。

また、校長は、少子化に伴う単一校で特定の競技の部活動を設けることができない場合には、スポーツの機会が損なわれないよう、地域の複数校の生徒による合同部活動等の取組を考えていく必要がある。

イ 地域との連携

校長は、専門的な指導力を備えた地域の外部人材の活用を積極的に進める。

4 部活動での指導の充実のために

(1) 実際の活動における効果的な指導に向けて

ア 児童生徒の将来に対して、顧問自らが責任を負っている自覚を常に持ち、指導方法を改善し、効果が得られる指導に努める。

イ 児童生徒、保護者、地域の方に、活動方針や取り組む内容等を説明し、開かれた部活動を目指すこと。また、周囲の意見に対しては、積極的に耳を傾け自分の指導に取り入れる努力をする。

ウ 児童生徒の意欲を高めることや自主的、自発的な活動を促すことができるように、日頃から児童生徒の状況を把握するためにコミュニケーションをとり、発達段階に応じた指導を行うこと。

エ 好ましい人間関係づくりのために、児童生徒相互の関係やリーダー育成等を通して集団づくりに取り組むこと。

オ 児童生徒の活動に立ち会い直接指導することが原則であるが、やむを得ず活動に就くことができない場合には、他の教員と連携し指導にあたること。練習につけない時には、怪我に繋がるような練習はしないこと。

カ 勝つことだけを目指した取組にならないよう、試合や大会に出場することができなかった児童生徒も、所属感や達成感等を味わうことができるよう留意する。

(2) 体罰の防止について

部活動の指導における体罰の行使は、児童生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、社会の規範に反し、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうものである。改めて、全ての指導者が体罰は認められないもので、根絶すべきものであると再確認する。

ア 指導者として体罰に対する認識

- ・ 指導と称して殴る、蹴ること等はもちろん、懲戒の手段としての体罰を行うことは禁止されており、暴行罪や傷害罪などの犯罪行為であることを認識する。
- ・ 児童生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されないことを認識する。

イ 体罰禁止に向けて

- ・ 体罰は、直接受けた児童生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した児童生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになることを認識する。
- ・ 管理職、顧問、その他の学校関係者は、部活動の指導において体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。
- ・ 保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

(3) いじめ等の防止

部活動は、複数の学年の児童生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の児童生徒が参加すること、目的や技能が様々であることなどの特色をもっている。

顧問は、児童生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感

の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成、児童生徒への目配り等により、上級生による暴力行為等の発生の防止を含めた適切な集団づくりが求められる。特に、いじめについては、決して行ってはならないという強い認識の下、学級担任や養護教諭等との連携を含め、様々な角度から児童生徒の姿を把握することが必要である。

(4) 安全管理と事故防止について

身体活動が伴う部活動においては、活発な活動が展開されることから、児童生徒の安全が確保された上で行われなければならない。日頃から、事故防止に対する意識を高め、想定できる限りの注意を払うことが大切である。

ア 健康状態の把握について

- ・ 自らの健康状態について、関心や意識をもたせ、健康観察を適切に行い、体調が優れない児童生徒に対しては、無理をさせない。
- ・ 児童生徒の健康状態や疾病について、担任や養護教諭と情報交換を図る。

イ 熱中症による事故防止について

- ・ 活動中は、気温・湿度などの環境条件に配慮し、こまめに水分や塩分を補給し休憩をとること。熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急処置をすること。
- ・ 熱中症が発症しやすい時期は、活動中の環境条件（気温・湿度等）を記録し、常に状況を把握し、対応していく。

気温 31℃～35℃、暑さ指数（WBGT）28℃～31℃ ⇒ 厳重警戒
気温 35℃以上、暑さ指数（WBGT）31℃以上 ⇒ 運動は原則中止

ウ AEDについて

- ・ 校内または活動場所にあるAEDの保管場所を確認し、事故発生時の対応が速やかに行えるようにする。
- ・ 全教職員が心肺蘇生法やAEDの使用方法について、研修をし、緊急体制を確立しておく。

エ 天候や気象の対応について

- ・ 活動時や登下校時の気象状況に十分留意し、暴風や雷、激しい風雨など情報を収集し、危険が予想される場合は、即時に練習を中止し、安全確保に努める。

オ 施設、設備、用具の安全点検と安全管理について

- ・ 施設、設備、用具の使用前後の点検及び定期的な点検を行うとともに、日頃から児童生徒にも、正しい使用方法と安全確認の習慣化を図る。

カ 事故の対応について

- ・ 事故の予防に努めるとともに、事故発生時の対応の仕方を全教職員で共通理解を図り、緊急体制を確立しておくこと。
- ・ 事故が発生した場合は、児童生徒の安全確保、状況の把握、応急手当、管理職への報告、保護者への報告、市教育委員会への報告、関係機関との連絡等を行う。また、当事者の立場に立った誠意ある対応、保護者への丁寧な説明など市教育委員会と連携し対応する。

(5) 外部指導者の活用について

校長は、その責任において教職員以外に外部の指導者を委嘱（年度毎）することができる。ただ単に、専門的な技術の指導をすることだけが先行することなく、指導者の人格が児童生徒に与える影響が大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である部活動の意義に対する理解と人間としての資質を兼ね備えた人物を配置する。

また、NPO法人教育サポートGAAの積極的な活用を図る。

(6) 経費および会計等について

ア 保護者の負担を軽減する

- ・ 年間計画および前年度の決算を基に予算を組む。
- ・ 保護者の負担を考え、計画的に集金する。

イ 説明責任を果たす

- ・ 必要経費額とその理由を保護者に丁寧に説明する。
- ・ 金銭に関わることについては、事前に校長の承認を得て、会計報告を行う。

ウ 市の支援

- ・ 小中学校体育連盟山武支部主催の大会または、それに準ずる大会については、各校で調整し、なるべく市有バスを活用する。（部員が少数である場合は、数校で乗り合わせができるよう、顧問と事務職員が連携する）
- ・ 山武市立小中学校クラブ部活動大会出場補助金交付要綱（資料）に従い、補助金を交付する。

5 おわりに

本ガイドラインは、児童生徒の視点に立ち、学校の部活動の望ましい在り方について、示すものである。

子どもたちが、スポーツをはじめ芸術・文化から学ぶものは、国や地域に固有のものがある一方で、子どもから大人まで、障害のある人もない人も、言葉や生活習慣の違いを越えて、誰もが楽しみ、競うことができる。そして、生きがいのある豊かな人生を送るために必要な健やかな心身を育むことができる。

未来ある山武市の子どもたちが、生涯にわたってスポーツライフをはじめ様々な活動ができることを目指し、取り組む必要がある。

現在、山武市においては、児童生徒数の減少から地域によっては、従来の学校単位の活動の体制が厳しい状況にある中、学校、児童生徒や保護者、地域、関係団体と教育委員会が、地域の実情に応じて、長期的に部活動の体制について構築していかなければならない。



SUNムシくん

参考資料

山武市立小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 27 日告示第 146 号

山武市立小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、小・中学校のクラブ・部活動の強化発展を図るため、大会に出場する経費について、山武市補助金等交付規則（平成 18 年山武市規則第 53 号。以下「規則」及びこの告示に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象)

第 2 条 補助の対象は、県大会を超える大会に出場する場合とする。

(補助対象経費及び補助額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、前項の大会に要する費用とし、査定経費のうち予算の範囲内において補助する。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 5 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第 6 条 前条第 1 号又は第 2 号の規定により市長の承認を受けようとするときは、小・中学校クラブ・部活動大会出場計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 規則第 13 条の規定により実績報告をしようとするときには、補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金実績報告書（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第 8 条 規則第 16 条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金交付請求書（別記第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第 9 条 規則第 17 条の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときには、小・中学校クラブ・部活動大会出場補助金概算請求書（別記第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

参考・引用文献

- 「小学校 学習指導要領 文部科学省（平成29年告示）」
- 「中学校 学習指導要領 文部科学省（平成29年告示）」
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
平成30年3月 スポーツ庁
- 「運動部活動での指導のガイドライン」
平成25年5月 文部科学省
- 「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」
平成30年6月 千葉県教育振興部体育課
- 「部活動指導のガイドライン」
平成28年3月 福岡市教育委員会
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン FAQについて」
平成30年6月14日 スポーツ庁政策課学校体育室
- 「熱中症事故の防止について」
平成30年7月4日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課



山武市マスコットキャラクター
SUNムシくん